報 告 第 3 号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて （三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
国 保 医 療 課	地方税法の一部改正に伴い､非自発的失業者に係る国民健康保険税の負担を軽減する等に当たり、早急に当該条例の一部を改正する必要が生じたため、３月３１日に専決処分したのでこれの承認を求めるもの。

【根拠法令】　地方税法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）

【改正趣旨】　地方税法の一部を改正する法律が平成 21 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの

【改正内容】　●国民健康保険税の賦課に係る標準基礎課税総額に対する応能応益の標準割合が廃止されたことに伴う改正（第 21 条各号、付則第 2 項関係）

【現　行】　　【改　正】

・法第 703 条の 5 第 1 項→→→→→→→・<u>法第 703 条の 5</u>

・法第 314 条の 2 第 2 項→→→→→→→・<u>330,000 円</u>

●非自発的失業者に係る国民健康保険税の負担軽減額として、対象となる失業者の保険税算定の基となる（前年中）給与所得金額を 30/100 とすることとされたことに伴う改正（第 21 条の 2、第 22 条の 2 関係）【条文の追加】

●平成 20 年度から後期高齢者医療制度の開始に伴い実施している元被用者保険の被扶養者に対する国民健康保険税の減免適用期間について、国保資格取得日から 2 年間としていたものを後期高齢者医療制度廃止の方針が示されたことにより、制度廃止まで「当分の間」継続されることとする厚生労働省通知に従い改正するもの（付則第 15 項関係）

●当該条例において引用する法令の名称が改められたことに伴い改正するもの（附則第 13 項及び付則第 14 項関係）

【施行期日】　平成 22 年 4 月 1 日

【適用区分】　改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 21 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。